

## 匝瑳市地域包括支援センターの機能強化について

本市では、平成18年4月に匝瑳市役所高齢者支援課に直営の地域包括支援センターを設置した。今後、高齢化の進展に伴い、地域包括ケアシステムの充実が求められていることから、地域包括支援センターの機能強化を図るため、業務の一部を民間事業者へ委託するものである。

### 1 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした中核的機関であり(介護保険法第115条の46第1項)、市町村が設置することができる(同法第115条の47)。

事業は、具体的には、「総合相談業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「第1号介護予防支援事業」がある。

また、平成27年度介護保険制度改正において、新たに「生活支援体制整備」「認知症施策推進」「在宅医療・介護連携推進」「地域ケア会議推進」が包括的支援事業の社会保障充実分として位置付けられ、地域包括支援センターの体制強化が求められているところである。

### 2 地域包括支援センターの一部委託の必要性

- (1) 高齢化の進展により、一人暮らし高齢者、認知症高齢者が増加し、地域包括支援センターに寄せられる相談件数の増加がみられる。今後、センターの増設により住民に身近な相談窓口が増えることで、市民サービスの向上につながる。

H28年度総合相談件数 985件/年

H29年度総合相談件数 1540件/年

- (2) 現状の地域包括支援センターは、年々増加傾向かつ複雑化している相談対応や指定介護予防支援業務に多くの時間が割かれてしまい、追加となった地域包括ケアの事業推進に十分対応できていない。委託による業務分担を図ることで、直営センターが「在宅医療・介護連携」、「認知症施策」や「介護予防」の推進に重点的に取り組むことが可能となるため地域包括ケアシステムの充実に寄与できる。

※以上の理由により、地域包括支援センターの機能を分割し、1か所のセンターの運営を社会福祉法人等へ業務委託する。

※参考 海匠地域の状況

市町村	事業所名及び設置運営者	設置日
銚子市	銚子市地域包括支援センター（銚子市）	H18.4.1
	銚子市東部地域包括支援センター（社会福祉法人恵和会）	H28.10.1
	銚子市中央地域包括支援センター（医療法人芳仁会）	H28.10.1
	銚子市西部地域包括支援センター（社会福祉法人恵和会）	H28.10.1
旭市	旭市地域包括支援センター（旭市）	H19.4.1
	旭市北部地域包括支援センター（社会福祉法人旭福社会）	H30.6.1
	旭市東部地域包括支援センター（社会福祉法人旭市社会福祉協議会）	H30.6.1

### 3 今後のスケジュール（案）

10月	庁内協議
11月8日	【地域包括支援センター運営協議会】にて、委託について説明・承認
11月～ 1月	選定委員会立ち上げ、公募、委託事業所の選定
2月	【地域包括支援センター運営協議会】にて、委託事業所の承認
4月1日	業務委託契約締結、業務引き継ぎ
6月1日	委託センター開所日

## 直営・委託地域包括支援センター業務分担（案）

### 全部委託する業務

- 指定介護予防支援事業に関する業務  
（業務内容）

介護保険における予防給付対象者（要支援1，2）及び総合事業対象者に対して、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成等を行う。

### 一部委託する業務

- 総合相談支援業務（地区担当分）  
（業務内容）

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、その地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

- 権利擁護業務  
（業務内容）

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

- 継続的包括的ケアマネジメント支援業務  
（業務内容）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるよう地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

- 地域ケア会議推進事業に関する業務のうち個別地域ケア会議開催  
（業務内容）

困難ケースや自立支援に関する個別ケースの地域ケア会議の開催

## 直営が主に担う業務

### ○在宅医療・介護連携推進事業に関する業務

(業務内容)

地域医師会や介護保険事業者等との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制を構築する。

### ○生活支援体制整備事業に関する業務（委託先の市社会福祉協議会と協力）

(業務内容)

地域住民や民間企業など多様な主体による生活支援の充実を目指し、生活支援コーディネーターや協議体を設置することにより、助け合いの創出とネットワークの仕組みづくりを推進する。

### ○認知症総合支援事業に関する業務

(業務内容)

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりなどを推進する。

### ○一般介護予防事業に関する業務

(業務内容)

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための講座や啓発教室等を開催する。

いきいき百歳体操の普及啓発、参加団体への支援をリハビリ職等と連携を図りながら行う。

### ○地域ケア会議推進事業に関する業務のうち個別地域ケア会議以外の会議開催

(業務内容)

個別地域ケア会議から拾い上げられた地域課題の発見、地域づくり、資源開発、政策への形成に関する会議を開催する。